

# スタートアップ資金融資

## 1 目的

地域経済の活性化に資するため、創業者等に対し、事業に必要な資金の貸付けを行うことを目的とする。

## 2 融資対象者

- ・納期の到来している市税を完納していること  
(個人事業主で、事業所や店舗は市内であるが、住所は市外である場合については、商工課にご相談ください。)
- ・次のいずれかに該当する者
  - (1) 新たに事業を開始しようとする者(創業から5年未満の者も含む)
  - (2) 既に中小企業である者から事業を承継する者 又は既に中小企業者であって新たな分野の事業に進出しようとする者

## 3 資金使途 運転資金 設備資金

## 4 融資限度額 2,000万円以内

## 5 融資期間 10年以内(1年以内の据置可)

## 6 融資利率 (固定金利)

	(一般)	(特定創業支援事業を受けた方)
5年以内	1. 7%以内	1. 5%以内
5年超～10年以内	1. 9%以内	1. 7%以内

## 7 信用保証 必要に応じて、信用保証を付する

## 8 返済方法 元金均等返済又は一括返済 ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

## 9 保証人及び担保 必要に応じて

## 10 申込の際に必要な書類(金融機関に提出する書類)

- ・融資申請書(第1号様式)
- ・登記簿謄本(法人)又は住民票(個人)
- ・納税証明書
- ・許認可等を必要とする業種はその許認可証の写又は所得見込を証するもの
- ・事業計画書(代表者の略歴・事業実施体制・事業実施計画・収支計画等)
- ・設備資金の場合は見積書等
- ・須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けたことの市の証明書を有する場合は、その証明書
- ・その他必要書類

## 11 補助制度

信用保証料補助(35万円限度額)、利子補給(年利率1%相当額を5年間補助)が適用されます。